

第 1.0 版

退職手当共済システム 操作説明書
施設を転換する日以後新たに使用する職員について
加入させない旨の届の提出手続き

独立行政法人福祉医療機構

「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出手続きとは

手続きの目的

「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出手続きとは、施設種類が「軽費老人ホーム（介護保険の指定を受けていないもの）」または「養護老人ホーム」から「軽費老人ホーム（介護保険の指定を受けたもの）」に変更され、それに伴い、施設区分も社会福祉施設等から特定介護保険施設等へと変更されたことにより、介護保険の指定日以降に加入する職員の掛金が3倍となるため、当該職員については加入させないことを希望する際に行う手続きです。

手続きの内容

- 社会福祉施設等から特定介護保険施設等に転換する施設の情報
- 転換後の施設の情報

手続きの実施者

共済契約者

手続きのタイミング

施設種類が「軽費老人ホーム（介護保険の指定を受けていないもの）」または「養護老人ホーム」から「軽費老人ホーム（介護保険の指定を受けたもの）」に変更されるとき（「社会福祉施設等から特定介護保険施設等への転換届」の提出時）

目次

1. 「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出画面を表示する	4
2. 施設転換後の非加入にかかる情報を確認し、機構に提出する.....	6
2.1 施設転換後の非加入にかかる情報を確認する	6
2.2 「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」を機構に提出する.....	7
3. 受付完了のお知らせを確認する.....	8

1. 「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出画面を表示する

機構への「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出画面を表示します。

(1) 「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出画面を表示する

以下のいずれかから、退職手当共済システムへログインし「施設転換後非加入 新規登録」画面を表示します。

▶ 案内メールの URL リンクをクリックする場合

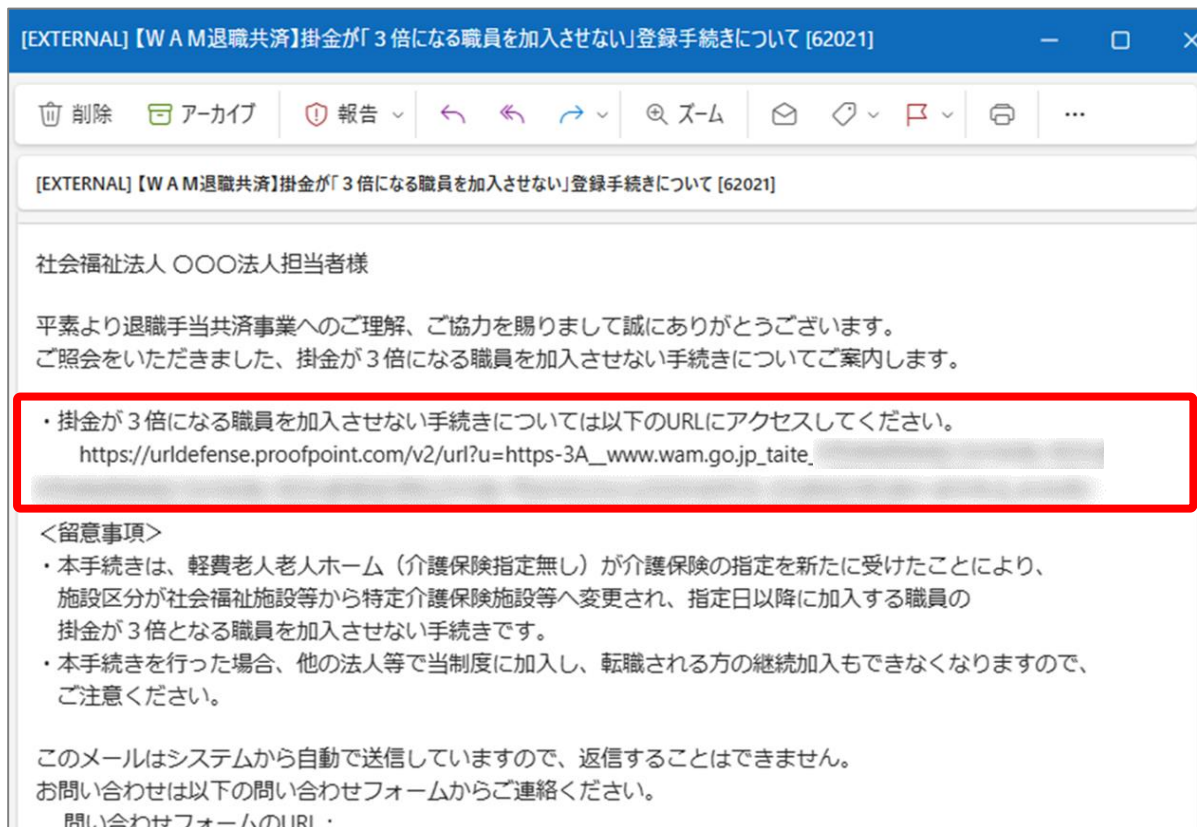
「(A) メール URL から表示する場合」の手順にて開始します。

▶ ホーム画面の「手続きへ」ボタンをクリックする場合

5 ページの「(B) 退職手当共済システム ホーム画面から表示する場合」の手順にて開始します。

(A) メール URL から表示する場合

「【WAM退職共済】掛金が「3倍になる職員を加入させない」登録手続きについて」という件名のメールに記載された URL をクリックします。クリック後、退職手当共済システムへログインします。



[EXTERNAL] 【WAM退職共済】掛金が「3倍になる職員を加入させない」登録手続きについて [62021]

社会福祉法人 ○○○法人 担当者様

平素より退職手当共済事業へのご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
ご照会をいただきました、掛金が3倍になる職員を加入させない手続きについてご案内します。

・掛金が3倍になる職員を加入させない手続きについては以下のURLにアクセスしてください。
https://urldefense.proofpoint.com/v2/url?u=https-3A_www.wam.go.jp_taite_

<留意事項>

- ・本手続きは、軽費老人老人ホーム（介護保険指定無し）が介護保険の指定を新たに受けたことにより、施設区分が社会福祉施設等から特定介護保険施設等へ変更され、指定日以降に加入する職員の掛金が3倍となる職員を加入させない手続きです。
- ・本手続きを行った場合、他の法人等で当制度に加入し、転職される方の継続加入もできなくなりますので、ご注意ください。

このメールはシステムから自動で送信していますので、返信することはできません。
お問い合わせは以下の問い合わせフォームからご連絡ください。
問い合わせフォームのURL :

(B) 退職手当共済システム ホーム画面から表示する場合

福祉医療機構（WAM）の退職手当共済システムにログインし、ホーム画面の「掛金が「3倍になる職員を加入させない」登録手続きについて」の右側にある「手続きへ」ボタンをクリックします。

- 退職手当共済システムへのログインはこちら <https://www.wam.go.jp/taite/SCRC010001>

The screenshot shows the WAM member home page. At the top, there is a navigation bar with the WAM logo and the text '福祉医療機構 退職手当共済システム'. Below this, the page title is '共済契約者ホーム'. The main content area includes a header with user information: '契約者 000000:〇〇〇法人 住所 〇〇県〇市〇町 1-2-3 担当者 共済 太郎 (sample@mail.co.jp)'. Below the header, there is a section for '重要なお知らせ' and a '対応が必要な手続 代行状況' section. A table lists the required procedures:

重要	進捗	対応期日	手続き名	手続きお知らせ	手続タイミング	対応
	未処理	2024/12/05	新規職員の非加入	【WAM退職共済】掛金が「3倍になる職員を加入させない」登録手続きについて	都度	手続きへ

「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」提出のための案内メールの送付について

当該手続きにかかる案内メールについては、社会福祉施設等から特定介護保険施設等への転換届の提出時に、「転換する日以後の職員の加入：無」を選択した場合に送付されます。

2. 施設転換後の非加入にかかる情報を確認し、機構に提出する

施設転換後の非加入にかかる情報の内容の入力と届出の手順を説明します。

2.1 施設転換後の非加入にかかる情報を確認する

「施設転換後非加入 新規登録」画面にて、施設転換後の非加入にかかる情報を確認する手順を説明します。

(1) 「施設転換後非加入 新規登録」画面にて、社会福祉施設等から特定介護保険施設等に転換する施設の情報を確認する

UAM 独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済システム
〇〇法人 様 困ったときは [→]

施設転換後非加入 新規登録

共済契約者ホーム / 施設転換後非加入 新規登録

1
内容入力

2
機構へ提出

施設種類の変更手続きが取られたことにより、施設区分が「社会福祉施設等」から「特定介護保険施設等」に変更となります。それに伴い、施設種類が変更された日以後に採用された職員については、掛金の公費負担がなくなり、掛金負担が3倍となります。今後、施設種類の変更（転換）された日以後に採用された職員について加入させない場合は、画面下部にある「機構へ提出する」ボタンを押してください。

転換予定日	2024 / 01 / 01 <input type="text"/>
-------	-------------------------------------

社会福祉施設等から特定介護保険施設等に転換する施設の情報を確認してください。

施設名	001:〇〇施設 <input type="text"/>
転換前施設種類	養護老人ホーム <input type="text"/>
転換前施設所在地郵便番号	000 <input type="text"/> - 0000 <input type="text"/>
転換前施設所在地	<input type="text" value="〇〇県"/> <input type="text" value="〇〇市"/> <input type="text" value="〇〇町 1 - 2 - 3"/>

転換後の施設情報を確認してください。

(2) 画面下部にて、転換後の施設の情報を確認する

転換後の施設情報を確認してください。

転換後施設名称	〇〇〇施設
転換後施設種類	軽費老人ホーム（介護保険法の規定に基づく指定に係るもの）
転換後施設所在地郵便番号	000 - 0000 <input type="button" value="住所検索"/>
転換後施設所在地	大分県 <input type="text" value="〇〇市"/> 〇〇町 1-2-3
備考	

2.2 「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」を機構に提出する

内容を確認し、「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」を機構に提出します。

(1) 内容に誤りが無いことを確認し、画面下部にある「機構へ提出する」ボタンをクリックする

備考	
----	--

(2) 機構への提出完了

独立行政法人福祉医療機構 退職手当共済システム
 〇〇〇法人様 →

提出完了

「ホームへ戻る」ボタンを押してください。

3. 受付完了のお知らせを確認する

「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」が提出されましたら、機構より受付完了のお知らせがメールにて送付されます。

※提出後、機構にて提出内容の確認を行います。疑義等がある場合、電話照会をさせていただくことがあります。



差戻しについて

提出された「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」に不備があった場合、機構より差戻しのお知らせがメールにて送付されます。

メールに記載されている URL および退職手当共済システムのホームページから再度提出が必要です。

以上で「施設を転換する日以後新たに使用する職員について加入させない旨の届」の提出手続きは完了です。